

別紙1 全国児童福祉主管課長会議資料 「重点事項」

1. 総合的な少子化対策の推進について

(1) 児童福祉法・次世代育成支援対策推進法等の見直しの検討について

政府においては、官房長官の下に設置された『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議において、昨年2月より総合的な少子化対策について検討を進めてきたところであり、昨年12月には、「就労」と「結婚・出産・育児」の二者択一状況を解決するために、「働き方の改革による仕事と生活調和の実現」と「新たな次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする重点戦略をとりまとめたところ。

この重点戦略を踏まえ、新たな次世代育成支援対策の枠組みについて速やかに検討を進めることとする一方、当面取り組むべき課題について、今通常国会に児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正法案を提出する準備を進めているところである。法案の主な内容としては、

- ・ 家庭的保育事業や、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援に関する事業の法定化
- ・ 養子縁組を前提としない養育里親制度の制度化など、要保護児童を家庭的な環境で養育する体制の充実
- ・ 次世代育成支援対策推進に基づく地域行動計画について、行動計画策定指針において、保育等のサービスについての参酌標準を設けるといった事項が盛り込まれる予定である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容(案)

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け(平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業(仮称)について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け(平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

(1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内に施行)

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定めるもの者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業)

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(※事後)
(事業開始から1ヶ月以内)

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合

等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、
必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、

- ・事業者が命令・処分を違反した場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合

等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている（行動計画策定指針）。

後期行動計画については、ニーズ調査の結果や、①仕事と生活の調和憲章及び行動指針（数値目標等）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容として、②女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上での各市町村におけるサービス必要量を見込んだ計画的基盤整備や③利用者の視点に立った点検・評価等の新たな視点や、前期計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえて、そうした内容に対応したニーズ調査を実施し、策定に向けた準備を進める必要がある。

また、策定に際しては、利用者満足度や成果指標など、サービスの利用者、子育て当事者、子育て支援団体等、市民が主体となって評価軸を考える仕組みを誘導し、行動計画の企画段階からの住民の参画を促進するなど多様な主体による参画・協働を進めていくことが重要である。

なお、前期計画策定時の例を参考に、関連資料に20年度及び21年度に想定されるスケジュールをお示ししているが、22年度からの後期計画施行を念頭に置くと、21年度は計画の改定作業が中心となるものと想定され、現状分析やニーズ調査の実施など準備的な作業については、平成20年度中に着手することが必要になってくるものと考えている。

厚生労働省としては、今後、計画策定の手引きや行動計画策定指針の改正作業を進めるとともに、社会保障審議会少子化対策特別部会における議論の内容等の新しい動向について、適宜情報提供するなど、自治体の計画改定作業に向けた支援を積極的に実施していくこととしている。

各都道府県におかれては、準備に遺漏がないようお願いするとともに、管内市町村への指導・支援について、特段のご配慮をお願いしたい。

(その他)

特定事業主行動計画については、次世代法の見直しにおいて、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況の公表義務化について準備中である。

一般事業主の取組を促進するためにも、国や地方公共団体が率先して対応していかなければならないものと考えているが、一部の市町村においては、特定事業主行動計画そのものが未策定の状況にもあることから、各都道府県におかれては、管内市町村への指導についても、併せてお願いしたい。

別紙2

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

1 改定の根拠

- (1) 次世代育成支援対策推進法第8条(市町村行動計画)及び第9条(都道府県行動計画)
- (2) 行動計画策定指針(三-3-(2))

『市町村行動計画等は五年ごとに策定するものとされていることから、二回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年度から平成二十六年までを計画期間として策定することが必要である。』

2 改定に向けての関連事項

- (1) 次世代育成支援対策推進法の見直し
- (2) 「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
- (3) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における点検・評価分科会における議論の整理
- (4) 前期計画策定後の各種制度改正

3 次世代育成支援対策推進法の見直しの方向性

(1) 国による参酌標準の提示

・国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画

・市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し

・市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。(PDCAサイクルの明確化)

4 地域行動計画改定に際しての多様な主体による参画・協働の推進

地域行動計画の改定に関して、例えば、以下のような取組を実施し、個々の事業毎の実績評価とは別に、利用満足度や成果指標など、市民が主体となって評価軸(目標達成指標)を考える仕組みを誘導し、行動計画の企画段階からの住民の参画を促進し、PDCAサイクルの確立といった一連の過程が住民に開かれた形で行われるようにするための枠組みを構築することが重要。

(参画・協働推進の例)

- ・次世代育成支援対策地域協議会構成員として子育て支援団体が参画
- ・意識調査、ニーズ調査の立案への参画
- ・グループインタビューへの参画
- ・子育て支援団体を構成員としたワークショップによる提言

→企画段階からの参画・協働など、多様な主体による取組の推進について、改正を予定している「行動計画策定指針」に盛り込むことを検討

<参考>

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における考え方

○次世代育成支援の具体的な制度設計に当たって考慮すべきポイント

『子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれら主体の協働を図ること。』

○利用者の視点に立った点検・評価とその反映

『平成21年度までの現行のプラン(「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画)の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛りこんで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させるPDCAサイクルを確立する。』

5 想定されるスケジュール(前期計画策定時を参考)

	厚生労働省	市町村	都道府県
(20年度) 7月～ 8月 9月 10月 3月	○計画策定の手引き ○行動計画策定指針の告示・通知	○現状分析・ニーズ調査の企画 ○ニーズ調査の実施 ○基礎資料の整理完了 ○前期計画の必要な見直し	○市町村への指導・支援を開始
(21年度) 8月 9月 12月 1月 3月		○定量的目標数値の都道府県への報告 ○素案作成完了 ○計画の決定・公表	○市町村の定量的目標数値の取りまとめ、国へ報告 ○素案作成完了 ○計画の決定・公表

別紙3 全国児童福祉主管課長会議 育成環境課資料

1. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

ア. 「放課後子どもプラン」の取組状況について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、本プラン創設年度である平成19年度においては、放課後児童クラブが16,685か所（平成19年5月現在）、放課後子ども教室が6,267か所（平成19年度実施予定含む）での実施に止まっている。

平成20年度予算（案）においては、放課後児童クラブが、引き続き、2万か所分、放課後子ども教室が1万5千か所分の運営費補助等の経費を盛り込んでいるところであり、両事業の連携を含め、必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、総合的な放課後対策の着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

また、文部科学省と厚生労働省では、「放課後子どもプラン」への理解の促進と事業実施に当たっての参考となるよう、「放課後子どもプランホームページ」（<http://www.houkago-plan.go.jp>）を立ち上げ、関係法令や通知をはじめ、各地の活動事例の紹介や事業に携わるボランティア等の感想などを掲載し、必要な情報の提供を行っているところであり、事業実施に当たりご活用いただくとともに、参考となる取組事例の募集も随時行っているため、ご協力をお願いしたい。

イ. 「放課後子どもプラン」の今後の事業展開について

本プランについては、創設から一年が経過しようとしているが、より効果的な事業の推進方策を検討し、地方自治体が取り組みやすくするとともに、「地方分権改革推進委員会・中間的な取りまとめ」など（関連資料1（68頁））で、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けていること等を踏まえ、先般、文部科学省と合同で、各小学校区毎の両事業の連携状況、現行制度のメリット・デメリット及び課題などを把握するための調査を実施したところである。

合同調査については、現在集計を進めているが、小学校区毎の両事業の実施状況（速報版・暫定値）については、別冊資料1のとおりである。全体の集計結果は、本年度中に公表する予定である。

また、文部科学省の委託事業に厚生労働省が協力して、事業実施者（都道府県及び市町村）及び事業関係者（放課後児童指導員、子ども・保護者等の利用者など）を対象とするアンケート調査も併せて実施しているが、こうした様々な視点・角度から本プランについてのご意

見等をお聞きし、利用者ニーズに適切に対応できる効果的な実施方法を検討していくこととしている。本アンケート調査の結果についても、合同調査同様、本年度中に公表する予定である。

(2) 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進等について

平成20年度予算(案)においても、放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るため、本年度に引き続き、ソフト及びハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ア. ソフト面での対応

放課後児童クラブの運営費については、必要な全小学校区での設置を目指し、本年度に引き続き20,000か所分を計上している。

また、既にご承知のとおり、利用者ニーズへの適切な対応を図るため、

- ① 200日以上250日未満開所のクラブ
- ② 71人以上の大規模クラブ

については、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施を遅くとも平成21年度中に行っていただくよう、早急に着手いただきたい。例えば、大規模クラブが一定数以上ある市町村を対象に、個別ヒアリングを実施して、解消に向けての具体的な取組を促すなど、より計画的な対応を都道府県及び市町村が一体となって行っている地方自治体もあることから、子どもたちの安定した生活の場としての機能を最優先に考慮した取組を積極的に進めていただきたい。

さらに、放課後児童クラブの未実施市町村が、平成19年5月1日現在で216町村存在するが、当該町村に対しては、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行うための補助事業(放課後子どもプラン実施支援等事業)を本年度創設し、平成20年度においても引き続き実施することとしているので、当該事業を活用し、必要な地域での実施に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。

イ. ハード面での対応

小学校の余裕教室等の活用が進まない地域での放課後児童クラブの設置促進を図るため、

- ① クラブ創設費【児童厚生施設等整備費】については、設置主体を「市町村」→「市町村、社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に、
- ② クラブ改修費及び設備費【放課後子ども環境整備等事業】については、実施主体を「市町村」→「市町村、社会福祉法人その他の者」に、それぞれ緩和することとしている。

特に、創設費では、保育所を経営する社会福祉法人が整備を計画するケースが多く想定され、当該法人からの相談や問い合わせが寄せら

れた際に適切に対応するため、管内市町村や民間団体等への周知徹底を図りたい。また、社会福祉法人の場合には、独立行政法人福祉医療機構が実施している福祉貸付事業の融資対象となるので、ご活用いただくとともに、都道府県及び市町村におかれては、意見書の作成にご配慮いただきたい。（なお、融資条件については、本機構福祉貸付部福祉業務課（03-3438-9282）までお問い合わせ願います。）

また、昨年3月14日付けで文部科学省と連名による通知（「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について）を発出し、

- ① 実施場所としての余裕教室の積極的な活用、
- ② 保健室、体育館、図書室、視聴覚室等の学校諸施設について、長期休暇や土曜日等の学校の授業日以外も含めた弾力的な運用、などを盛り込んだところであり、放課後児童クラブの設置促進を図るため、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業実施について、教育委員会とも緊密な連携を図りたい。

（3）放課後児童クラブ利用者の多様なニーズへの対応について

ア．長時間開設加算の改善

長時間開所するクラブについては、従来より長時間開設加算として運営費に上乗せした補助を行っているが、更なる開所促進を図るため、平成20年度予算（案）においては、

- ① 夏休み等の長期休業期間などに1日8時間以上開所したクラブへの加算制度を新たに創設するとともに、
- ② 各クラブの延長時間に応じた加算方式に改める、こととしている。

本改正内容については、本年1月17日（木）に開催した「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」において、平成20年度の放課後子どもプラン推進事業実施要綱（案）及び交付要綱（案）をお示ししたところであるが、本改正内容に係る質問事項に対する回答（Q&A集）を別冊資料2としてまとめたので、ご確認いただくとともに、管内市町村にも周知し、ご対応願いたい。

イ．障害児の更なる受入促進

障害児を受け入れるクラブについても、運営費に上乗せした補助を行っているが、増加が見込まれる発達障害児など、配慮を要する子どもの受入や対応を円滑にし、必要なすべてのクラブにおける障害児受入体制の強化を図る観点から、平成20年度予算（案）においては、市町村の責任の基に、適切な専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する方式に改めることとしている。

具体的な実施方法としては、

- ① 市町村において適切な指導員を直接雇用し、クラブに派遣する方法、
 - ② クラブが適切な指導員を雇用して、市町村がその費用を委託費として支出する方法、
 - ③ クラブが雇用した指導員について、市町村が一定の資質を有することを認めた上で、当該指導員に係る経費を補助する方法、
- などが考えられるところであるので、来年度からの円滑な事業実施に向け、適切な実施方法の検討をお願いしたい。

本改正内容に係る疑義についても、別冊資料2としてまとめているのでご活用いただきたい。

ウ. 放課後児童指導員等の資質向上について

平成20年度予算(案)には、すべての都道府県・指定都市・中核市で放課後児童指導員等への研修を実施していただく経費(放課後児童指導員等資質向上事業費)を盛り込んでいるが、来年度実施予定は、79都府県市(79.8%)〔単独実施等代替施策での実施予定が、19道府県市(19.2%)〕となっており、引き続き、人材の確保・養成及び資質の向上に前向きに取り組んでいただきたい。特に、研修内容に、クラブにおける障害児の受入れのための知識や技術を習得する内容も盛り込んでいただき、どのクラブでも障害児の受入れに適切に対応できるよう、市町村はもとより都道府県においても努めていただきたい。

また、本研修の実施に際して、講師の斡旋や、研修プログラムの提供、研修事例等の情報提供などのご要望・ご提案をいただいたところであり、地方自治体における円滑な実施が図られるよう、必要な支援を順次実施したいと考えているので、ご承知いただきたい。

エ. 利用できない児童(いわゆる待機児童)の把握も含めたニーズの適切な把握について

放課後児童クラブの利用に当たっては、例えば、公設民営のクラブにおいても直接クラブに利用申込をし、クラブが入所決定を行い、市町村は手続過程で関与していないケースもあるなど、市町村が地域における利用ニーズの全体像を把握しておらず、その結果、利用できない児童が発生するなどの課題も生じているところである。

このため、本年5月1日現在で行う予定の実施状況調査において、「利用できない児童」の定義の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

2. 放課後児童クラブガイドラインについて

(1) 放課後児童ガイドラインの活用について

昨年10月に発出された放課後児童クラブガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、すべての放課後児童クラブの運営がより一層向上されることを目的に策定したものである。

このため、各地方自治体におかれては、本ガイドラインの内容を管内市町村や各クラブに十分周知いただくことに止まらず、

① 市町村及び各クラブが本ガイドラインを基に定期的にクラブの運営内容の確認・点検を行う、

② 地域の実情に応じた取組の促進のため、市町村等においてもできる限り地域性を考慮したガイドライン等の策定を行う

など、本ガイドラインを積極的に活用して利用者のニーズに十分対応した運営に向けて、具体的な取組に着手いただくことが重要と考える。

また、放課後児童クラブの運営については、これまでも各市町村において把握・確認いただき、必要に応じて助言や支援をいただいているところであるが、今般のガイドライン発出に伴い、本ガイドラインに沿った運営を行っているかどうかについて、改めて各市町村において調査等を実施し、運営改善の必要性の有無について把握されたい。

さらに、各クラブがガイドラインに沿った運営を行う、あるいは運営向上のために行うソフト・ハード両面での取組に対して、市町村及び都道府県において、積極的に支援を行うようお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるため、開所時間の前後において、受け入れ児童の指導内容等についての会議・打合せ等、学校関係機関等との連絡調整、お便りの作成や保護者からの提出物の確認の事務などについて、使用者の明示又は黙示の指揮命令下において指導員等が行う場合には、一般的には労働時間に該当するものと考えられるので、各クラブの運営者への周知方をお願いしたい。

(2) 放課後児童クラブの運営状況等の把握・情報提供について

全国の放課後児童クラブの運営状況について把握するため、厚生労働省でも、例年5月1日現在で行っている実施状況調査の中に、本年から、本ガイドラインの内容に係る項目の追加を行う予定である。調査内容が決まり次第、速やかに情報提供することとしているが、予め、把握方法や把握体制について準備方をお願いしたい。

また、規制改革会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項目に適合しているかについて利用者がわかるよう、情報公開を行うことが必要とされていることから、各市町村においても、利用者の利便性を考慮した積極的な情報公開を行うよう周知いただきたい。

なお、(財)こども未来財団の運営する「i-子育てネット」(9.参照)において各放課後児童クラブの運営内容等に係る情報が掲載されているが、本年4月からはガイドラインに係る項目についても入力が可能となる予定であるので、活用されたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成20年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の方針等については、「平成20年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」(雇児育発第0128002号平成20年1月28日付け育成環境課長通知)でお示しし、協議書を提出いただいているところであるが、現時点における協議状況は、別冊資料3のとおりである。

- 児童館及び児童センターの整備については、財務省が実施した平成19年度予算執行調査の調査結果等を踏まえ、平成20年度から、
- ① 市町村等が策定した次世代育成支援行動計画等に位置づけられた整備計画のみを対象とすること、
 - ② 中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること(創設及び改築に限る。)、
 - ③ 地域のニーズに応じた適切な開館時間の確保が図られていること、を交付対象の要件とするので、市町村等にも十分周知を行い、整備計画に適切に反映させるようご指導願いたい。

なお、本整備費の改正内容等に係る質問事項に対する回答についても、別冊資料2としてまとめたので、ご確認いただくとともに、管内市町村にも周知し、ご対応願いたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

児童館、児童センターについては、従来より地域の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、その活用が図られてきたところであるが、「放課後子どもプラン」の実施により、主に小学校内における学齢期の子どもの安全・安心な活動場所の設置促進が図られることに伴い、こうした取組との連携・調整を踏まえた更なる機能強化が求められている。

特に、児童館等には、事業を実施するための施設・設備が整っており、専門の職員が配置されるとともに、利用者について、子どもの年齢や保護者の就労の有無などにより限定していないことから、地域のすべての子どもと保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な支援をお願いしたい。

ア. 地域子育て支援拠点事業の活用について

児童館等では、学齢期の子どもが来館する前の時間については、比較的、施設が弾力的に使用できるという利点があることから、本年度から、民営の児童館において、本時間等を活用した地域子育て支援拠点事業（児童館型）を実施いただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、事業創設年度の本年度においては、取組が思うように進んでいない状況にある。例えば、現行のプログラム（ベビーマッサージ、絵本の読み聞かせなど）の実施に時間が割かれ、ひろばの設置は物理的に困難であるなどの意見があることは承知しているが、この場合には、「ひろば」という場の確保をまず基本として、その地域の状況や利用者のニーズ・求めに応じて各種のプログラムを実施するなどの工夫を行うことで、取組が可能であると考えられる。事業の実施に当たっては、現場の児童館等職員と十分意思疎通を図り、利用者にとって真に必要なサービスは何かを的確に把握したうえで、積極的に取り組んでいただきたい。

また、児童館等としての特色を生かしながら、拠点事業に取り組んでいる事例などをまとめた活動事例集を本年度中に作成することとし、各地域における取組の情報提供を行う予定であるので、参考にされたい。

なお、公営の児童館等については、「ひろば型」、「センター型」の実施が可能であるので、各児童館の体制等に応じて積極的に実施いただき、乳幼児親子の交流の場、相談・情報交換の場の確保に努めていただきたい。

イ. 児童館等に関する第三者評価事業について

児童館等をはじめ、福祉サービスにおける取組の向上に当たっては、外部からの評価の実施が有効であることから、平成18年8月31日付けで、「児童館版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』について」（平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号）をお示したところである。

各地方自治体におかれては、管内の児童館等が、地域のニーズに沿った適切な事業運営が行われ、サービス内容のより一層の向上が図られるよう、本ガイドラインの活用について積極的に取り組んでいただきたい。

別紙4

放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集 (Q & A集)

I 放課後児童クラブについて

【ソフト事業関係】

○ 開所時間関連

Q1 基準開設日数の250日には、①授業日(200日)、②長期休暇(45日)及び③クラブ運営上必要な日(5日:土曜日・日曜日等)が含まれており、授業日以外の②及び③については、原則として8時間以上開所することが要件となっているが、保護者の就労状況等を勘案した結果、明らかに8時間開所のニーズが無い場合にも、8時間開所しない限り、平成22年度以降、補助対象とならないのか。

A1 8時間開所することを基本とする。なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間であり、利用者がいないためにクラブを閉所することは差し支えないものである。

しかしながら、利用者の希望がある場合には、開所可能な体制を整えていただくことが必要と考えており、一律にニーズの排除を行うことのないよう十分に留意いただきたい。

○ 長時間開設加算関連

[共通部分]

Q1 開所時間の前後の準備時間等について、長時間開設加算額の対象として良いか。

A1 長時間開設加算の対象となるのは開所時間のみであり、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている時間である。

Q2 「平日分」、「長期休暇等分」とは、それぞれどの日を指すのか。

A2 「平日分」とは、学校の授業日(200日)のことであり、「長期休暇等分」(50日)とはそれ以外の①夏休み等の長期休暇、②土曜日・日曜日、③祝日等のことである。

Q3 補助基準額について、平日分、長期休暇等分それぞれ「単価×〇〇を越える時間数」となっているが、越える時間(延長時間)数の考え方は、また、延長時間が1時間に満たない場合の算出方法は、

A3 基本的に1時間単位で延長していることを原則とする。ただし、1時間に満たない場合であっても、例えば、15分延長の場合には0.25時間、30分延長の場合には0.5時間として算定して差し支えない。

Q4 時間数の上限はないのか。

A4 上限はない。

[長期休暇等分]

Q1 年間開設日数200日以上249日以下の特例分については、長時間開設加算における長期休暇等分の対象とはならないのか。

A1 対象とならない。

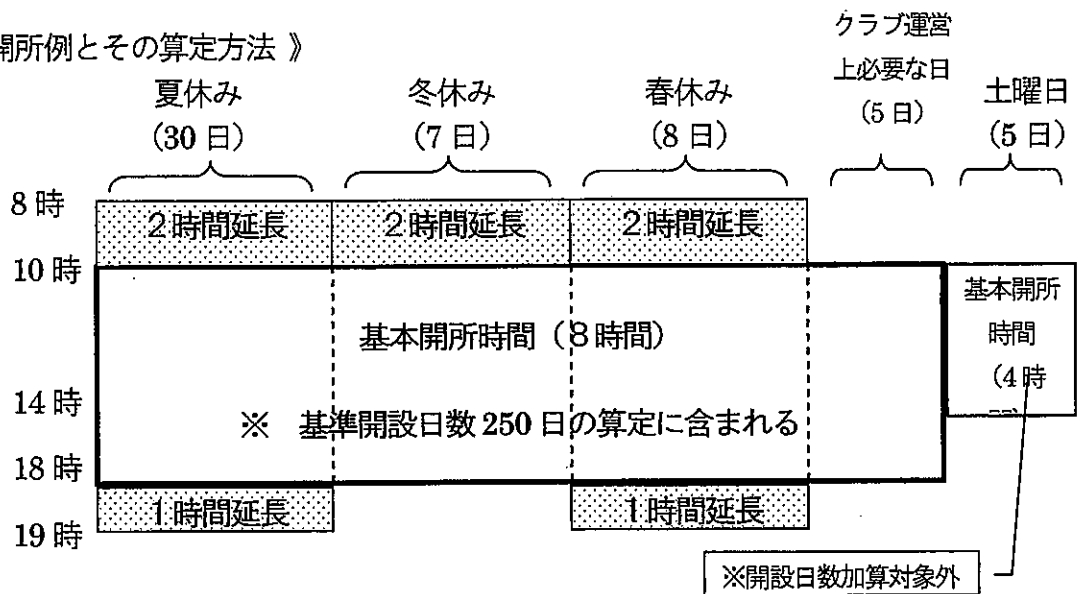
Q2 長期休暇等分について、日によって延長時間が違う（例えば、季節によって異なる、土曜日のみ異なる等）場合には、どのように算定すればよいのか。また、例えば長期休暇中、1日のみ延長するような場合にも、補助対象となるのか。

A2 季節等によって延長時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、基本開所時間分の運営費（交付要綱別表 基準額欄の1（1）①～⑤）の補助対象となる日における、平均開所時間により算定することとする。

（長時間開設加算の対象となるのは、基本分の運営費の補助対象となる日のみである）

なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間を指すことから、単にある一日だけ単発的にイベント等により延長した場合は、補助対象とはならない。

《 開所例とその算定方法 》



※算定方法

- ・基本開設時間分の運営費の対象となる日における、延長時間も含めた延べ開所時間

(夏休み) (冬休み) (春休み) (クラブ運営上必要な日)

$$11 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} + 10 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日} + 11 \text{ 時間} \times 8 \text{ 日} + 8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} = 528 \text{ 時間}$$

- ・1日当たり平均開所時間

$$528 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} + 7 \text{ 日} + 8 \text{ 日} + 5 \text{ 日}) = 10.6 \text{ 時間}$$

- ・「長期休暇等分」補助基準額

$$90,000 \text{ 円} \times (10.6 \text{ 時間} - 8 \text{ 時間}) = 234,000 \text{ 円}$$

○ 障害児受入推進事業関連

Q1 年間開設日数が200日以上249日以下の特例分対象についても補助対象としてよいのか。

A1 本事業は、実施要綱の別添2のIに基づく放課後児童健全育成事業を実施しているものが対象となり、特例分対象のクラブも補助対象となる。

Q2 「障害児受入れ等のための指導員の確保」とあるが、年度当初から障害児がクラブに登録している必要があるか。いつでも障害児を受け入れる体制をつくるために、年度当初から障害児受入れ等のための指導員を確保し、結局障害児が学童クラブに入所しなかった場合は、どのように考えるのか。

A2 当該年度中に障害児を受け入れるクラブが対象となる。ただし、年度当初に障害児が登録されていない場合で、年度途中で障害児の登録（入所）を予定し、指導員の確保をしていたが、やむを得ない事情等により、結果的に障害児が登録（入所）しなかった場合には、必ずしも補助金の返還は要さない。

Q3 障害児が年度途中で退所した場合は、どのように取り扱うのか。

A3 当該障害児の退所とともに、障害児担当の指導員の配置もやめた場合については、実際に配置していた月数に応じて補助基準額を算定することとする。（以下、算定式参照）

しかしながら、当初、当該障害児が年間を通じた利用を予定しており、担当指導員についてもそのために年間を通じた配置を予定し、かつ、実際に配置した場合については、必ずしも障害児がいない月数分を減額する必要はない。

[算定式]

補助基準額×配置月数／12月 ※配置した日を含む当該月から算定。

Q4 年度途中で障害児対応の指導員を配置した場合も、補助対象となるのか。

A4 補助対象となる。ただし、補助基準額については、実際に配置した月数に応じて算定。（Q3の算定式参照）

Q5 「専門的知識等を有する」とは、具体的にどのようなことが考えられるか。

A5 「専門的知識等を有する」かどうかについては、各市町村において適切に判断していただきたいが、例えば、

- ① 地方自治体等が実施する研修の受講
- ② 個々の指導員が有する経歴（クラブにおける障害児担当経験年数など）
- ③ 個々の指導員が有する資格

などを踏まえて総合的に判断することを想定している。

Q6 「一定期間内に必要な研修」とあるが、「一定期間内」とはどれくらいを想定しているのか。

A6 「一定期間内」がどれくらいかについては、都道府県及び市町村の研修スケジュールや受講する指導員数等により適切に判断いただくこととするが、現に障害児の対応に当たっている指導員について受講が必要な場合は、できるだけ早急（平成20年度中を目標）に研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい。

Q7 「一定期間内に必要な研修を受講させる」について、研修が完了していなければ補助申請することはできないのか。

A7 当該年度中に、必要な研修等の受講が予定されていれば、補助申請して差し支えない。

Q8 都道府県や各種障害団体等が実施する研修を受講することにより、「必要な研修」を受講したこととして良いか。

A8 各クラブにおいて受け入れる障害児の障害の程度・種類等により、配置する指導員に必要な専門性は異なることから、各市町村においては、こうした点を考慮して「必要な研修」の設定をしていただきたい。なお、研修の実施主体は、必ずしも市町村である必要はなく、都道府県や各種団体の実施する研修を活用いただいて差し支えない。厚生労働省においても、都道府県・指定都市・中核市が放課後児童指導員等に対して実施する研修への補助を行っている(放課後児童指導員等資質向上事業)ところであるので、ご活用いただきたい。

Q9 専門的知識等を有する指導員が必ずしも直接的に関わるのではなく、他の指導員に指示をしながら、障害児の受入をする場合であっても、補助対象となるか。

A9 専門的知識等を有する指導員が直接、障害児を担当することを原則とする。ただし、他の子どもとの交流活動等において、便宜上、他の子どもと一緒に対応したり、担当が変わることまでを妨げるものではない。

Q10 複数の放課後児童クラブを指導員が巡回する場合、補助対象となるのか。

A10 障害児受入推進事業は、当該障害児を特別に援助するため、専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する場合に対象となるものである。よって、新たに指導員の増員を必要としない場合については、対象とならない。

○ 放課後児童クラブ支援事業関連

Q1 事業の対象となるのは、国庫補助対象の放課後児童クラブだけなのか。

A1 国庫補助対象クラブのみである。

【ハード事業関係】

○ 設置主体関連

Q1 平成20年度から、創設整備の設置主体が市町村から「社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に拡大されたが、NPO法人や保護者の会（任意団体）が設置する場合も対象となるのか。

A1 対象となるのは、社会福祉法人、財団法人及び社団法人であり、NPO法人や任意団体は対象とならない。

○ 施設の分割関連

Q1 施設を分割した場合に、トイレ、調理室等を共用にすることは可能か。

A1 可能である。ただし、それぞれのクラブ運営に支障（一方の部屋を横切らなければ使用できない設備がある等）をきたすことがないよう、十分に配慮されたい。

○ 初度設備関連

Q1 放課後児童クラブ室の整備に必要な初度設備等への加算はないのか。

A1 加算はないが、初度設備に必要な経費を対象経費に含めることは可能である。

Ⅱ 小型児童館、児童センターの施設整備について

○ 交付対象要件関連

- Q1 平成20年1月28日付け育成環境課長通知中の1の(2)は、補助要件として、交付要綱に明記される予定か。また、①から③のすべての要件に該当する必要があるのか。
- A1 補助要件として、児童厚生施設等整備費交付要綱に明記する予定である。
また、①から③の要件すべてに該当する必要がある。
- Q2 ①の「市町村が策定した次世代育成支援行動計画等」とあるが、次世代育成支援行動計画以外に、市町村で独自に策定した計画や方針などでも構わないのか。
- A2 「次世代育成支援行動計画」以外に、市町村の総合計画や放課後子どもプラン事業計画などでも差し支えない。ただし、単年度の事業計画及び方針は、該当しない。
また、具体的な施設名や整備か所数などが規定されていなくても差し支えない。
- Q3 平成19年度から継続して補助を受けている事業については、今回の「交付対象となる要件」は該当しないと考えてよいのか。
- A3 該当しない。
- Q4 ②の「中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること」とあるが、年長児童対応の設備の設置とは、何を想定しているのか。
- A4 年長児童対応の設備とは、必ずしも部屋である必要はなく、バスケットゴール、卓球コーナー、音楽、調理などの創作活動ができる状況・設備やパソコンコーナーの設置などを想定している。
- Q5 ①から③に該当しない場合、小型児童館、児童センターについては、創設又は改築の補助の対象とならないのか。
- A5 対象とならない。
- Q6 大規模修繕に対する補助は、現行どおりでよいのか。また、大規模修繕にも、①から③は補助要件となるのか。
- A6 現行どおりとする。よって、大規模修繕には、①から③の補助要件は該当しない。
- Q7 「児童センター」には、大型児童センターを含むのか。
- A7 含まれる。ただし、大型児童センターには、元々、年長児童用設備を設けることとなっているので、基準額の変更はない。また、都道府県等が設置する大型児童館は、対象にはならない
- Q8 ③の「地域のニーズに応じた適切な開設時間」とは、18時を越えなければならないなど、条件はあるのか。地域のニーズにより、18時までの児童館でもよいのか。
- A8 特に一律の条件はないが、18時で終了する児童館は、中・高校生等にとっては利用しにくいと考えられるので、補助金の優先順位は下がる可能性がある。

- Q9 放課後児童クラブを備えた児童館を設置するには、その地区で待機児童が発生している、または余裕教室がない等の状況が確認できない限り、補助対象外となるのか。
- A9 20年度協議様式から、当該地区で実施する場合には、具体的な理由を記載することとし、その内容次第で採択するかどうかを判断することとしており、一概に補助対象外ということではない。

※ 平成19年4月16日付け事務連絡「放課後子どもプラン」に係るご質問及び回答について」においても、放課後児童クラブの国庫補助に関する取扱いをまとめているので、併せてご確認いただきたい。